

倒産などで職を失った失業者に対する国民健康保険料(税)の軽減措置

倒産などで職を失った失業者が、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入することができるよう、国民健康保険料(税)の負担軽減策を講じる。【平成22年4月施行予定】

※国民健康保険料の軽減措置に関して国民健康保険法施行令の改正を予定しており、国民健康保険料の軽減措置に関して地方税法の改正法案を国会に提出している。

1. 軽減措置の概要

- ① 次の失業者の国民健康保険料(税)については、失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を、30/100として算定。
 - ・ 雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などにより離職した者)
 - ・ 雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどにより離職した者)
- ② 高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として対応

(参考1)平成22年度予算案における対象見込み者数

- ・ 失業者本人とその家族を合わせて、約87万人

(参考2)国民健康保険料(税)の軽減例

- ・ 給与収入が500万円の三世帯の場合
健康保険料 23.4万円(年額)
国民健康保険料(税) 軽減前 34.7万円 → 軽減後 14.8万円(年額)
- ・ 給与収入が300万円の単身世帯の場合
健康保険料 14.0万円(年額)
国民健康保険料(税) 軽減前 18.5万円 → 軽減後 7.6万円(年額)

(注1) 給与収入は全て世帯主の収入として算出。

(注2) 健康保険料は、標準報酬月額や賞与を勘案せず、協会けんぽの保険料率9.34%(H22.3～)で算出。

(注3) 国民健康保険料(税)は、平成19年度国民健康保険実態調査報告の旧ただし書・4方式を採用する市町村における全国平均の保険料率(所得割率7.44%、資産割額19,044円、被保険者均等割額23,678円、世帯別平等割額24,146円)で算出。

2. 軽減措置の周知方法

- ① 国民健康保険を運営する市町村による広報(市町村広報誌への掲載等)及び国民健康保険の加入手続き時における申請勧奨(厚生労働省から、広報用リーフレットのひな形を送付予定)
- ② ハローワークにおける雇用保険受給説明会などで、対象者となりうる方に対して、リーフレットを配布し、市町村への申請勧奨